

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500213 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600017 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 2 月 25 日の標準賞与額に係る記録を 6 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 17 年 2 月 25 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 2 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A 社において請求期間に支給された賞与の記録がないことが分かった。賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書及び A 社の元代表清算人から提出された請求者に係る資料により、請求者は、平成 17 年 2 月 25 日に同社から 6 万 1,115 円の賞与が支給され、標準賞与額 6 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 17 年 2 月 25 日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500211 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600018 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 18 年 12 月 18 日の標準賞与額を 38 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 18 年 12 月 18 日

私が、A 事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額は、実際の給与支給額より低い額が記録されており、また、請求期間②については、賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間②について、A 事業所を承継した B 事業所が保管する請求者に係る賃金台帳により、請求者は、A 事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、38 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、B事業所は、「請求期間②について、当時の資料は廃棄しており、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、請求者は、標準報酬月額の変動について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、上記貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500224 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600021 号

第1 結論

請求者の有限会社A社（現在は、株式会社A社）における標準賞与額を平成 17 年 7 月 15 日は 18 万円、同年 12 月 15 日は 19 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 12 月 15 日

有限会社A社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 7 月及び同年 12 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金の記録となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

株式会社A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士から提出された有限会社A社に係る給料一覧表（平成 17 年）の写しから、請求者は、請求期間①及び②において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給料一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 18 万円、請求期

間②は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全て社会保険労務士に委託しており、請求者の請求どおりの届出を行い、保険料を納付していたか不明である旨を回答しているが、株式会社A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士は、請求期間①及び②の賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500220 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600004 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、学生であった請求期間を申請免除にしていたが、追納の案内があったことを契機に追納の申込みを行ったと思う。

請求期間の追納保険料は、平成 5 年 12 月頃、平成 6 年 10 月頃又は平成 7 年 7 月頃のいずれかの時期に自分の預金から 40 万円から 50 万円を引き出し、送付された追納保険料の納付書で一括して納付したのに、当該期間が申請免除の記録のままになっているので、調査の上、納付済みの記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「免除期間になっていた請求期間に係る追納保険料は、平成 5 年 12 月頃、平成 6 年 10 月頃又は平成 7 年 7 月頃のいずれかの時期に自分の預金から引き出し、一括で納付した。」と主張しており、オンライン記録によると、請求期間である平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までについて免除承認期間となっているが、免除承認期間に係る国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、オンライン記録には当該期間に係る追納の申込みの記録が無い上、請求者に聴取しても、納付した追納保険料額を覚えておらず、追納の申込先についても記憶が明確でない。

また、請求者は、免除期間である請求期間の国民年金保険料を追納した契機について、平成 5 年 4 月に就職により A 市に住所を移した頃、請求期間に係る追納保険料の納付書が同封された追納の案内を受け取ったので、その納付書で一括して納付したと思う旨を陳述しているが、i) A 市は、「当市は、学生の免除期間を有する者を抽出して、追納を案内する事務処理は行っておらず、現年度に係る国民年金保険料以外は社会保険事務所（当時）が収納する取扱いであることから、追納保険料の納付書を送付することはない。」と回答、ii) 日本年金機構事務センターは、「国民年金保険料の

追納期限経過直前の期間を有する者に対する追納勧奨の実施について（平成3年12月12日付け社会保険庁運営部年金指導課長通知）」により、平成5年当時は免除該当期間から9年以上経過して、追納できる期限（10年）が迫っている免除期間を有する者を勧奨状送付対象としていたことから、平成3年度及び平成4年度に免除期間を有する者への追納勧奨は、平成5年当時には行っていない旨を回答しており、請求者に対し、請求期間に係る追納の案内（追納勧奨状）が送付されたとは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の追納に関して相談したとする請求者の父親は、「請求者から追納による納付の相談を受けた記憶はあるが、相談の時期や納付に関して具体的なことは分からない上、納付した追納保険料額も聞いていない。」としており、当該期間の納付状況をうかがえる陳述が得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600001 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600005 号

第 1 結論

昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 3 月まで

私は、勤務した会社を辞めた際には国民年金に加入し、国民年金保険料を納付する必要があることを知っており、請求期間については、母が A 市の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していた。

母は几帳面な性格であったので、国民年金の加入手続を行いながら、保険料を未納のままにしておくことはないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 57 年 1 月末頃に A 市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 55 年 10 月 21 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、上記の払出時点において、請求期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となるが、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与したとする請求者の母親は、A 市役所で加入手続を行ったとしているものの、請求期間に係る保険料の納付頻度及び保険料額等の納付状況について覚えておらず、遡って保険料を納付したことも分からない旨を陳述している上、オンライン記録によると、請求期間の保険料は未納と記録されており、保険料を遡って納付した形跡も見当たらない。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間以前から昭和 63 年 4 月まで継続して A 市に住所地があることから、同一市町村が別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる調査を行っても、請求期間において請求者に別の手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500221 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600006 号

第 1 結論

昭和 52 年 1 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 1 月から昭和 53 年 3 月まで

昭和 52 年 1 月頃に母が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月自宅を訪ねてきていた集金人を通じて保険料を納付してくれていたため、請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「昭和 52 年 1 月頃に母が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月自宅を訪ねてきていた集金人を通じて保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、A 市から提出された国民年金記号番号払出簿の記録から、昭和 53 年 5 月 19 日に同市で払い出されたものと確認でき、また、国民年金受付処理簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、この頃に国民年金の加入手続きが行われ、昭和 52 年 3 月 1 日に遡って強制加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、請求者の主張する加入手続きの時期と相違している。

また、請求期間のうち、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した昭和 52 年 3 月 1 日より前の期間（昭和 52 年 1 月及び同年 2 月）は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、昭和 52 年 3 月から昭和 53 年 3 月までの期間の保険料は、上記手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となるため、A 市は、市が委嘱していた集金人が取り扱っていたのは現年度保険料のみであり、過年度保険料を納付することはできない旨の回答をしている。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和 52 年 2 月の月欄に、当該月まで国民年金の記録を管理する必要が無いことを示す「ここ迄不要」のゴム印が押されており、同年 3 月から昭和 53 年 3 月までの各月欄においては、国民年金保

険料が未納であることを示す空欄になっていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

加えて、A市は、「昭和51年度及び昭和52年度の国民年金保険料収納簿を見ても、請求者の手帳記号番号は無いことから、請求期間に係る保険料は収納していない。」と回答している。

その上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらに関与したとする母親は、「国民年金保険料の納付方法や納付期間についてははっきりと覚えていない。」と陳述しており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について詳細は不明である。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者の母親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500222 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600007 号

第 1 結論

昭和 52 年 8 月及び同年 9 月の請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、昭和 56 年 3 月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 56 年 3 月

請求期間①については、昭和 52 年 8 月に付加年金の加入手続を行い、定額保険料と付加保険料を合わせて納付したのに未納の記録となっている。請求期間②については、A 銀行 B 支店において、C 市が発行した当初の納付書で定額保険料と付加保険料を昭和 56 年 6 月に納付したが、窓口では受付できないとは言われず、返金もされなかったため、納付していると思っていたが、定額保険料のみの記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「付加年金の加入手続を昭和 52 年 8 月に行い、同年 8 月から定額保険料と付加保険料（当時は、所得比例保険料）を一緒に納付した。」と主張しているところ、i) 請求者が所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄には、「昭和 52 年 8 月 1 日」と記載されていること、ii) 請求者に係る国民年金被保険者台帳の昭和 52 年度の備考欄には、「附加入 52.8.4」と記載されていることから、昭和 52 年 8 月に付加年金の加入手続が行われたことが確認できる。

しかしながら、請求者が所持する D 市が昭和 52 年 7 月 11 日に発行した「昭和 52 年度国民年金印紙代金納付通知書兼領収書」の請求期間①に係る領収日付印欄には、上記加入手続に基づき、「納付不要」と押印されていることから、請求期間①の定額保険料を当該納付通知書兼領収書により納付したとは認められない。

また、請求者は、請求期間①の定額保険料及び付加保険料の合計額が記載された手書きの「国民年金印紙代金納付通知書兼領収書」を所持しているものの、当該納付通知書兼領収書に領収印は押されておらず、当該納付通知書兼領収書と同時に発行され、納付の際に金融機関等に提出する「国民年金印紙代金納付書」及び「国民年金印紙代金納付済記録」を併せて所持していることから、これらを使用して請求期間①の定額保険料及び付加保険料を納付したとは考え難い。

さらに、請求者に係る上記被保険者台帳並びにD市、C市及びE町の国民年金被保険者名簿では、いずれも請求期間①は未納の記録とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間①の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、「C市が発行した昭和55年度の国民年金保険料領収証書を所持しており、昭和56年3月分の欄に領収印が押されているので、定額保険料と付加保険料を納付した。」と主張しているところ、請求者が所持する昭和55年度国民年金保険料領収証書の請求期間②に係る領収印の日付から、請求者が昭和56年6月23日に当該領収証書を金融機関の窓口へ提出したことが確認できるが、当該時点で請求期間②の国民年金保険料は過年度保険料となり、C市が発行した納付書で納付することはできない上、請求者は、当該領収証書のほかに、納付の際に金融機関等に提出する「国民年金保険料領収済通知書」及び「原符」を併せて所持していることから、これらを使用して請求期間②の保険料を納付したとは考え難い。

また、請求者が所持する請求期間②に係る社会保険事務所（当時）が発行した過年度納付書の保険料欄には、定額保険料のみの金額が記載されている上、上記被保険者台帳及びオンライン記録により、請求期間②は定額保険料のみが昭和56年6月25日に過年度納付されたことが確認でき、当該時点では制度上、付加保険料を納付することはできない。

さらに、請求者に係る上記被保険者台帳並びにC市及びE町の国民年金被保険者名簿では、いずれも請求期間②は定額納付の記録とされており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500214 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600008 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 58 年 12 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月から昭和 58 年 12 月まで

昭和 52 年 5 月に父が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、その場で昭和 51 年*月に遡及して 1 年 3 か月分と加入月分の定額保険料を付加保険料と併せて納付した。その後の保険料納付は、納税組合の集金人を通じて定額保険料と付加保険料を納付しており、請求期間に係る保険料について督促されたことは一度もなかった。しかし、請求期間の納付記録がないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 52 年 5 月に請求者の父親が A 町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者に係る戸籍の附票を見ると、請求者は昭和 52 年 12 月 1 日に A 町（現在は、B 市）に住所を定めていることが確認できることから、請求者は同日より前に同町で国民年金の加入手続を行うことはできない上、社会保険事務所（当時）が作成した国民年金手帳記号番号払出簿から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に A 町で払い出されたことが確認でき、当該払出時期には、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付できない。

また、A 町が作成した国民年金被保険者名簿に、請求期間の定額保険料及び付加保険料が納付された表示はない上、当該名簿の「付加年金関係」欄に申出年月日等の記載はなく、請求者が付加年金の申出を行っていたことを確認することができない。

さらに、請求者は加入手続時の A 町役場の窓口担当者を記憶しているところ、B 市は、請求者が窓口担当者であったとする者は、A 町役場の職員であったが、昭和 52 年は国民年金を扱う部署とは別の部署に配属されていた旨を回答している上、当該担当者は、A 町役場において、国民年金の窓口を担当した期間は昭和 59 年 4 月か

ら昭和 61 年 3 月までであり、請求者が加入手続を行ったと主張する昭和 52 年 5 月頃は国民年金の窓口を担当していなかった旨を回答しており、請求者の記憶と相違する。

加えて、請求者が、自身の保険料納付について証言してくれる者として名前を挙げた 4 名に文書照会を行い、3 名から回答があったが、いずれの者からも請求者の請求期間に係る保険料納付を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500218 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600019 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 14 年 6 月 6 日まで

請求期間において、勤務した A 社が倒産した時に、同社が厚生年金保険料を滞納していたことを聞き、不信をいただいていたところ、年金事務所が記録する厚生年金保険の標準報酬月額が、支給された給与額に比べ低額となっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成 9 年 3 月、同年 6 月及び同年 10 月については、請求者が提出した平成 9 年 3 月分、同年 6 月分及び同年 10 月分の給料支払明細書（写）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額 28 万円と同額又はそれよりも低い額であることから、厚生年金特例法による訂正の対象に当たらないため、訂正は認められない。

2 請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 9 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から平成 14 年 5 月までの期間については、請求者の離職（平成 14 年 6 月 5 日）に伴う雇用保険の失業等給付

の離職時賃金日額 8,438 円から、離職前 6 か月間の 1 か月あたりの賃金総額は 25 万 3,140 円（離職時賃金日額に 30 を乗じた額）であったことが推認できることから、請求者は、当該期間のうち離職前 6 か月間においては、オンライン記録の標準報酬月額 26 万円（報酬月額 25 万円以上 27 万円未満）と同額程度の報酬月額が A 社から支給されていたことはいかゞがえるものの、厚生年金保険料の控除状況等は確認できない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は残っていない旨を回答していることから、上記給料支払明細書で確認できる期間以外の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、請求者が記憶している同僚 4 名に照会したところ、2 名から回答があったが、いずれも請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、日本年金機構 B 事務センターは、「A 社に係る保険料滞納の有無等については、同社に係る滞納処分票の保管はなく、不納欠損整理簿に同社の記載はない。また、全喪整理簿においても同社に係る特記事項の記載はなく、請求期間当時、同社に滞納があったことが確認できない。」と回答している上、オンライン記録には、請求者の標準報酬月額が遡って低く訂正されたような不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 9 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から平成 14 年 5 月までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料はなく、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 9 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から平成 14 年 5 月までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500219 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600020 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで

請求期間について、A 社において、正社員として B 本社及び C 支店に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある者 9 名に文書照会したところ、回答のあった 7 名のうち 4 名が、「請求者が勤務していたことを覚えている。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者を覚えていると回答のあった 4 名全員が、「請求期間における請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と回答している。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録はなく、請求者が勤務したとする A 社の清算人（請求期間当時の事業主の子）は、「請求期間当時の事業主は、既に死亡しており、請求者が請求期間当時に在籍していたかは不明である。」と回答していることから、請求者の当該事業所における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、請求期間において A 社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）に請求者の氏名は見当たらず、健康保険に係る整理番号に欠番もない。

加えて、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付している上、当該期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当

該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。